

いわき市ゼロカーボンライフスタイル促進補助金交付要綱

平成 19 年 4 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、環境負荷の少ない、持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、環境負荷軽減に資する機器を導入する者に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和 45 年いわき市規則第 24 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第 2 条 この要綱において補助の対象となる環境負荷軽減に資する機器は、別表第 1 に掲げる機器で未使用のもの（以下「機器」という。）とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、自ら居住する住宅(市の区域内の住宅であって、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下同じ。)に機器を購入し設置した個人又は自ら居住する機器付き住宅を購入した個人とする。

2 前項の補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) いわき市の市税を完納していること。

(2) 補助金の交付を受けようとする機器に対するこの要綱に基づく補助金以外の市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。

(3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する者が販売又は施工する機器を設置していること（ペレットストーブを除く。）。

(4) いわき市暴力団排除条例（平成 24 年いわき市条例第 41 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 7 号に規定する社会的非難関係者でないこと。

3 補助金の交付は、別表第 1 の機器の種類ごとに、同一年度において、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、機器の設置又は購入に要した費用とし、別表第2の左欄に掲げる機器につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金等交付申請書の添付書類等)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、機器の設置が完了した日の属する年度の3月31日とする。ただし、売電を伴う太陽光発電システムについては、電力事業者との電力受給開始日、売電を伴わない太陽光発電システムについては、電力事業者からの系統連系承諾日を機器の設置が完了した日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 機器設置報告書兼同意書(第1号様式)
- (2) 市税完納証明申請書(第2号様式)
- (3) 機器の設置状況を確認できる写真
- (4) 機器の設置費が確認できる書類の写し(領収書又は契約書等)
- (5) 機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) 機器を設置する住宅の位置図
- (7) 住宅所有者の機器設置に係る承諾書(当該住宅の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。)
- (8) 電力事業者との電力受給開始日又は系統連系承諾日が確認できる書類の写し(太陽光発電システムを設置した場合に限る。)
- (9) 太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し(定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した場合に限る。)
- (10) 住民票の写し(機器が設置された住宅への居住が確認できるものに限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（補助事業等実績報告書の省略）

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（情報の提供等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月7日から実施する。
- 2 いわき市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成18年6月21日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の実施の日前に前項の規定による廃止前のいわき市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る同要綱第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月12日）

この要綱は、平成20年12月12日から実施する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年5月1日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。
- 2 改正後のいわき市環境負荷軽減型住宅整備費補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に機器の設置に係る契約を締結する者に対する補助金について適用し、同日前に機器の設置に係る契約を締結した者に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後のいわき市環境負荷軽減機器導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に機器を設置する者に対する補助金について適用し、同日前に機器を設置した者に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1（第2条関係）

補助対象機器	内容
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧配電線又は高圧配電線と連系する又は連系地点となる住宅において消費するシステムであって太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10キロワット未満のもの
ペレットストーブ	製材端材や林地残材といった木質系の副産物、廃棄物などを粉砕し、円柱状に圧縮成型した木質ペレットを燃料とするストーブであって、次に掲げる要件を満たすもの (1) 屋内での使用を目的に製造され、据付型であること。 (2) 機体内に燃料を貯留する構造を有すること。 (3) 屋外へ排煙する装置と連結していること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部に加え、電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成される定置用のリチウムイオン蓄電システムであって、次に掲げる要件を満たすもの (1) 蓄電容量が1キロワットアワー以上であること。 (2) 自ら居住する住宅の屋根等に設置した太陽光発電システムにより発電した電力を蓄えること。
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、都市ガス又はLPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであるもの
電気自動車等充給電設備（V2H）	電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用でき、自動車と住宅とで電力を相互に供給する設備であるもの

別表第2（第4条関係）

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	10,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（その数値が4キロワットを超えるときは、4キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。
ペレットストーブ	50,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	10,000円に、蓄電容量（キロワットアワーを単位とし、小数点第二位を四捨五入して得た数値（その数値が10キロワットアワーを超えるときは、10キロワットアワー）とする。）を乗じて得た額とする。
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	50,000円
電気自動車等充給電設備（V2H）	100,000円